福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付における 交付協議に関する要領

第一章 総則

(目的)

第1条 この要領は、福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要綱に基づき、福岡市 事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会(以下「運営委員会」という。)において行う福 岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金(以下「補助金」という。)交付における補助金の 交付協議に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 委員

補助金の交付協議を行う運営委員会の委員をいう。

(2) 申請者

福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要綱第8条第2項に定める補助金交付申請期間指定書の交付を受けたもののうち、補助金の交付を申請した者をいう。

(3) 交付対象事業

申請者が福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付要領第6条第1号に定める企業概要及び事業計画書を提出した事業をいう。

(4) 補助金の交付協議

申請者の経営状況及び交付対象事業の実行能力の有無等について,専門的見地から分析及び議論することで,補助金の交付又は不交付を決定する判断材料となる意見を得ることを目的として行うものをいう。

(守秘の徹底)

- 第3条 補助金の交付協議の過程は、非公開とする。
- 2 委員は、補助金の交付協議の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を漏らしてはならない。
- (1) 企業概要及び事業計画書等の内容
- (2) 委員の発言内容及び補助金の交付協議に関連して委員を特定できる情報
- (3) 委員が行う補助金の交付協議及びその集計結果
- (4) 補助金の交付協議の結果
- (5) その他非公表とされている情報
- 3 委員は、補助金の交付協議の結果についての問い合わせに応じないものとする。

(社会的倫理の遵守)

第4条 委員は、補助金の交付協議の過程で知り得た申請者の独自性のあるアイデアや公表前の経営に関する情報を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第5条 補助金の交付協議に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 委員自身が申請者である場合は、補助金の交付協議に加わらないこととする。
- (2) 委員が、申請者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、補助金の交付協議に加わらないこととする。
 - ア 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - イ 緊密な共同事業を行う関係 (例えば、共同プロジェクトの遂行者)
 - ウ 企業グループ内の所属関係 (親会社・子会社の関係等,経営に関与する者)
 - エ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - オ 補助金の交付協議が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立 的な関係もしくは競争関係

第二章 補助金の交付協議

(補助金の交付協議の方法)

- 第6条 補助金の交付協議に際しては、原則として現地確認及び申請者によるプレゼンテーションを行うものとする。ただし、交付対象事業の内容等によりプレゼンテーション実施の必要がないと認めたとき又はやむを得ない理由が認められたときはこの限りでない。
- 2 補助金の交付協議の詳細については、次に定めるところによる。
 - (1) 現地確認

申請者は、補助の対象となる経費を支出して取得した交付対象事業を行うための実際の施設・設備について、名称や用途及び性能等について現地にて分かりやすく説明すること。

- (2) プレゼンテーション
 - ア 説明内容

申請者は、第7条に掲げる「補助金の交付協議における着眼点」の各要素を踏まえ、 企業概要及び事業計画書等の内容をもとに、交付対象事業の目的・実施計画等につい て分かりやすく説明すること。

イ 質疑応答

委員は,第7条に掲げる「補助金の交付協議における着眼点」の各要素について,申請者の説明に補足が必要な項目を中心に質疑を行うこと。

- (3) 協議
 - ア 補助金の交付協議シートの記入

委員は、現地確認、企業概要及び事業計画書等及びプレゼンテーションの内容をも とに、「福岡市一般廃棄物資源化施設整備費補助金交付における交付協議シート」(以 下「補助金の交付協議シート」という。)に評定及び意見等の記入を行う。

イ 補助金の交付協議シートの回収及び集計

運営委員会事務局(以下「事務局」という。)は、委員が記入した補助金の交付協議シートを回収し、案件ごとに、委員の意見も含めた集計結果をまとめる。なお、集計後の補助金の交付協議シートは各委員に返却する。

ウ 案件ごとの協議

運営委員会は,交付対象事業ごとに,事務局がまとめた集計結果をもとに協議を行う。

エ 補助金の交付協議のまとめ

事務局は,運営委員会において出された補助金の交付協議の最終的な協議結果をま とめる。なお,各委員に返却した補助金の交付協議シートを再度回収し,検討を終了 する。 (補助金の交付協議における着眼点)

- 第7条 補助金の交付協議における着眼点は、次の各号に定めるところによる。ただし、交付対象事業の内容等により、次の各号に掲げる項目以外の着眼点が特に必要と思われる場合は、各委員は第6条第2項第3号の協議の際に補助金の交付協議について着眼点の追加を提案することができ、出席委員全員が同意した場合は交付協議シートに当該提案を追加することができる。
 - (1) 申請者及び施設設備の環境に対する配慮について
 - ・ 当該施設からできるだけ廃棄物を出さないような工夫があるか。
 - 周辺道路の渋滞についての対策を講じているか。
 - (2) 循環資源の収集向上に対する工夫について
 - 今後、良質な循環資源が安定的に搬入されるようなプランが考えられているか。
 - ・ 今後, 当該施設に循環資源を搬入する排出事業者数や量が増大するようなプランが 考えられているか。
 - 排出事業者が当該施設を利用しやすいよう工夫がなされているか。
 - (3) 再生利用商品の販売に対する工夫について
 - ・ 再生利用商品について、品質の向上や付加価値がつくような努力・工夫がなされているか。
 - ・ 積極的な情報発信など、今後の販路や販売量の拡大に向けたプランが考えられているか。
 - (4) 当該施設の環境衛生及び安全への配慮について
 - ・ 施設内部は清掃が行き届き、衛生的であるか。
 - ・ 品質の低下を招く害虫(ハエ, ダニ, ネズミ等)の発生・侵入の対策を講じている か。
 - 事故を未然に防止するために、掲示物などによる注意喚起の工夫がなされていたか。
 - (5) 当該施設設備を含んだ申請者の事業計画等について
 - 今後の事業展開について、事業計画は練り上げられたものとなっているか。
 - ・ 福岡市内で資源化を促進するにあたって、強みとなる特色があり差別化を図っているか。

附則

この要領は、平成26年7月2日から施行する。